

高年齢者雇用安定法の改正

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるように、そして活躍できる環境の整備を目的として、4月1日より高年齢者雇用安定法が改正・施行されます。

今回の改正は、従来（平成25年改正）より義務化されている60歳以上定年制+65歳まで原則として雇用を確保するための措置を講じることに加え、事業主には65歳から70歳までの就業機会を確保するための措置を講じることが「努力義務」として追加されました。ただし多くの企業が採用する60歳定年制の引き上げを義務化するものではありません。

努力義務を負う対象となる事業主

定年後65歳までの継続雇用制度を導入している事業主

定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主

高年齢者就業確保措置として、次のいずれかの措置を講じるように努める必要があります。

70歳までの定年引き上げ

定年制の廃止

70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入

（65歳以降は、自社以外の他社で継続雇用する制度も可能になります。）

70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

A. 事業主が自ら実施する社会貢献事業

B. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

（「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業）

上記のうち、、は労働者の過半数を代表する者の同意と、本人の希望が前提となります。

高年齢者就業確保措置は努力義務ですので、上記の、の措置において65歳以上の労働者のうち対象者を限定することは可能です。ただし、対象者基準を設ける場合には労使間で十分協議をした上で、同意を得ることが望まれます。労使間で十分に協議の上で設けられた基準であっても、事業主が恣意的に高年齢者を排除しようとするなど法の趣旨や、他の労働関係法令・公序良俗に反するものは認められないこととなります。不適切な基準例として次のようなものがあります。 会社が必要と認めた者に限る 上司の推薦ある者に限る

男性（女性）に限る 組合活動に従事していない者に限る などが挙げられます。

改正法が施行される4月1日時点で、70歳までの就業確保措置が講じられていることが望ましいですが、まずは措置の実施に向けた取り組みの検討を進めていくこととなります。

-参考資料：厚生労働省ホームページより-

交通事故の治療費

弁護士 長谷川 留美子

交通事故に遭ったとき、病院の入通院の治療費は、通常、加害者の加入している任意保険会社から支払ってもらうことが多いと思います。

しかし、事故について被害者側の過失の方が相当大きいときや、加害者が任意保険に加入していないときなど、加害者の任意保険から治療費の支払を受けられないときがあります。このようなときは、加害者の加入している自賠責保険（強制保険）から支払ってもらうことができます。ただし、自賠責保険の傷害部分（後遺障害以外の部分）の保険金は120万円が上限ですので、保険金を休業損害や慰謝料などに充てたいとすれば、治療費をできるだけ抑えたいところです。

そこで、病院での治療は、第三者行為による傷病届を出したうえで健康保険を使って行うことが考えられます。健康保険を使って治療を行えば、治療費は自己負担割合のみの金額ですみますので、120万円に余裕ができ、休業損害や慰謝料に充てることができます。

第三者行為による傷病届とは、健康保険給付の事由が交通事故など第三者の行為によって生じた場合に、被保険者の一部負担金を除いた保険給付の価額について、保険者は被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得しますので、その請求権を行使できるようにするために必要となるものです。

もっとも、加害者が任意保険に加入してい

て任意保険会社が治療費を支払ってくれているときでも、健康保険を使った方がよいときがあります。それは、事故について被害者にも過失があるときです。被害者にも過失があるときは、すべての損害について、過失割合に相当する部分は被害者の負担となります。健康保険を使わないで任意保険会社に治療費を支払ってもらっていると、その治療費のうち過失割合に相当する金額は最終的には被害者の負担となりますので、負担金額が増えてしまい、慰謝料などの金額から差し引かれてしまいます。

例えば、自由診療の治療費が50万円、慰謝料が60万円、被害者の過失割合が2割の事故の場合、総損害は50万円+60万円=110万円ですが、加害者から支払われるのは2割を引いた88万円（治療費40万円と慰謝料48万円）ですので、治療費を50万円支払ってもらっていると、受け取れるのは88万円-50万円=38万円となってしまいます。

「自分は被害者なのに、なんで自分の健康保険を使わなければいけないんだ。」とお怒りになられる方もいらっしゃると思いますが、被害者に少しでも過失がある場合には、健康保険を使った方がお得です。ただ、病院側にとっては、健康保険よりも自由診療の方が好ましいので、迷惑な話かもしれません。

なお、通勤中や業務中の事故については、健康保険ではなく、労災保険を使います。

3月の税務・労務



- 10日 源泉所得税の納付
住民税特別徴収額の納付
- 15日 令和2年分所得税の確定申告、
確定損失申告書の提出及び納付
令和2年分所得税の
総収入金額報告書の提出
所得税の青色申告の承認申請
確定所得税額の延納の届出
贈与税の確定申告及び納付
財産債務調書の提出
国外財産調書の提出
個人住民税の申告
個人事業税の申告
個人の事業所税の申告及び納付
- 31日 個人事業者の消費税・地方
消費税の確定申告及び納付
令和3年1月決算法人の確定
申告、7月決算法人の中間申告、
4月・7月・10月決算法人の
消費税中間申告(400万円超)
令和3年1月決算法人の
事業所税申告及び納付
事項は令和3年4月15日に延長

4月の税務・労務

- 1日 土地・家屋価格等縦覧帳簿の
縦覧期間の開始(公示による)
- 12日 源泉所得税の納付
住民税特別徴収額の納付
- 15日 給与支払報告に係る給与所得者
異動届出書の提出
- 30日 土地・家屋価格等縦覧帳簿の
縦覧期間の終了(公示による)
令和3年2月決算法人の確定
申告、8月決算法人の中間申告、
5月・8月・11月決算法人の
消費税中間申告(400万円超)
公共法人等の住民税均等割の
申告及び納付
固定資産税及び都市計画税
第1期分の納付
軽自動車税の納付
令和3年2月決算法人の
事業所税申告及び納付



ご案内

康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和3年 3月 17日(水)

令和3年 4月 13日(火)

令和3年 5月 14日(金)

弁護士 長谷川 留美子

センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和3年 3月 17日(水)

休日のお知らせ

3 月							4 月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30		

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

小林浩子 鈴木寛大 佐藤 修 鍵谷辰也

近藤陽介 長谷川直明 三宅由里

先日、第164回芥川賞受賞作品である『推し、燃ゆ』を読みました。「推し」であるアイドルが起こした暴力事件によるSNSでの炎上を中心に語られる主人公の「推し」への愛や絶望を書き綴った本作品は、現代の象徴たるSNS社会が生む幸福と痛み、現実社会の人格との乖離と同期を痛切に表現しています。著名人の炎上が毎日のように起きている昨今を映すかのような本作品に少しでも興味を持ってもらえたら幸いです。

鈴木寛大